

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数(平成20年8月以降)

336件(都道府県分228、市町村分108)

うち 単位費用等(法律事項)に係る意見数 181件 (都道府県分 153、市町村分 28)
同様な意見を1項目として数えると 70項目

補正係数等(省令事項)に係る意見については、算定時に処理する。

2 法律事項に係る意見の処理について

70項目のうち27項目(別紙の「処理状況」欄に※を付したのもの)について意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 特定疾患治療研究事業に係る地方負担額の適切な算入(13 団体)
- 後期高齢者医療給付費負担金に係る単位費用の引き上げ(2 団体)
- 消費者行政推進関連経費の充実(2 団体)
- 妊婦健康検診に係る経費の単位費用算入(1 団体)